

従業員数が 100 人以下の事業主の皆様！！

平成24年7月1日から

改正育児・介護休業法 が全面施行されます！！

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年、育児・介護休業法が改正されました。

平成24年7月1日より、従業員数が100人以下の事業主にも、これまで適用が猶予されていた以下の制度が適用になります。

<適用猶予が解除される事項>

- ① **短時間勤務制度**
- ② **所定外労働の制限**
- ③ **介護休暇**

全ての事業主について改正育児・介護休業法が義務化されることとなりますので、

平成24年7月1日の全面施行に向け、就業規則や育児・介護休業規定の改定が必要です。規定例を東京労働局ホームページからダウンロードできます。お早めにご準備ください。

規定例(Word 可)のダウンロード先はこちら…

★ 検索★

東京労働局ホームページトップ<各種法令・制度・手続き>雇用均等関係<【一覧】モデル例・様式集>育児・介護休業法<育児・介護休業等に関する規定例

★★ つまり・・・★★

<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tokyo-roudoukyoku/standard/closure/37.doc>



<問い合わせ先>
東京労働局雇用均等室
〒102-8305 千代田区九段南1-2-1
TEL 03-6893-1100
FAX 03-3512-1555



改正育児・介護休業法全面施行説明会

従業員数 100 名以下を雇用する事業主の皆さん！
平成 24 年 7 月 1 日から改正育児・介護休業法が全面施行されます。

平成 21 年、育児・介護休業法が改正され、平成 24 年 7 月 1 日より、これまで適用が猶予されていた①短時間勤務制度②所定外労働の制限③介護休暇の制度が従業員数が 100 人以下の事業主にも適用されます。

そこで、改正育児・介護休業法の内容をご理解いただき、法に沿った制度運用を行っていただくよう説明会を開催します。参加は無料です。

と き

平成 24 年 7 月 4 日（水）14:00～15:30（90 分）

ところ

●九段第3合同庁舎11階 共用第1-1・1-2 会議室

東京都千代田区九段南 1-2-1（地図裏面）

TEL 03-6893-1100

交通機関

・地下鉄都営新宿線・東京メトロ半蔵門線・東西線 九段下駅
（6 番出口）下車徒歩 5 分

対 象

従業員数が 100 人以下の事業主等

主 催

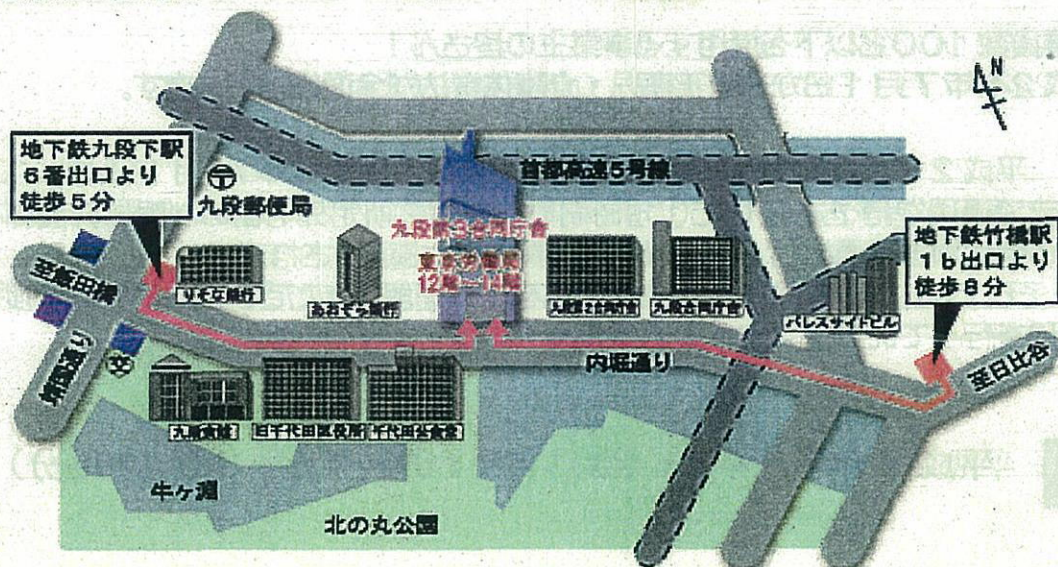
東京労働局（千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 14F）

説明会概要

- ◆ 「改正育児・介護休業法の全面施行について」
- ◆ 「就業規則改正の留意点」

【会場のご案内】

○九段第3合同庁舎 11階 共用第1-1-1-2会議室(千代田区九段南1-2-1)



【お申し込み】

参加申込書に必要事項をご記入の上、ファクシミリで下記あてお申し込みください。

定員になり次第(120名)、締め切らせていただきます。

(定員に達した場合はご連絡いたします。申込者への参加票はお送りいたしませんので、当日、会場へお越しください。)

申込先FAX番号 **03-3512-1555**

★FAX番号はお間違えのないようご確認のうえ、送信してください。

【問い合わせは】

東京労働局雇用均等室 電話 03-6893-1100

～ 参 加 申 込 書 ～

宛先：東京労働局雇用均等室あて FAX03-3512-1555

会社名・氏名		(企業規模) 人
連絡先(電話)		
平成24年7月4日 14:00～		

お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、説明会終了後速やかに廃棄します。

東 労 均 発 第 2 4 号
平成 2 4 年 5 月 1 4 日

関 係 各 位

東京労働局雇用均等室長



改正育児・介護休業法の全面施行について

平素より雇用均等行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、男女ともに仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し支援策を充実するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下、「育児・介護休業法」という。）が改正され、既に施行されていたところですが、

従業員数が100人以下の企業につきましては、①短時間勤務制度、②所定外労働の制限、③介護休暇の制度が適用猶予となっていたところですが、平成24年7月1日より全ての企業が改正育児・介護休業法の適用対象となります。

現在、労働局においては、平成24年7月1日の全面施行に向けて、労働者数100人以下の事業主に対して育児・介護休業規程の見直しをはじめとした必要な対応をしていただくため広報・周知活動を実施しているところですが、特に、下記について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 広報誌等への記事の掲載

改正育児・介護休業法全面施行について広報誌等に掲載できる記事案2種（別添1）をお送りしますので、傘下企業等への周知にご協力をお願いします。

2 各種会合等における改正育児・介護休業法のご説明

貴団体が開催される各種会合で、お時間をいただけます場合、下記担当までご連絡いただければ当局より改正育児・介護休業法のご説明に伺います。

3 改正育児・介護休業法全面施行説明会

当局において、平成24年7月4日に「改正育児・介護休業法全面施行説明会」（別添2）を開催いたしますので、傘下企業等への周知方ご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

東京労働局雇用均等室 担当 下平・武沼

〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階

電話 03-6893-1100